

第 1 回

佐世保市地域福祉計画推進委員会

会 議 録

日時：平成22年10月 8日（金）19：00～

場所：佐世保市中央保健福祉センター 8階 講堂

（出席委員）

岩田委員、阿野委員、永江委員、嬉野委員、櫻井委員、山北委員、下釜委員、
迎委員、松尾委員、西委員、森委員、高橋委員、車委員、小柳津委員、山下委員

[15名]

（事務局）

○佐世保市

保健福祉部長、保健福祉部理事兼福祉事務所長、保健福祉部次長兼保健福祉政策課長、
保健福祉政策課企画係長および係員

○佐世保市社会福祉協議会

事務局長、地域福祉課長および課員

■開 会

※事務局により進行

(資料の確認)

(情報公開の確認)

1. 佐世保市保健福祉部長あいさつ

2. 委嘱状の交付および委員ご紹介

(各委員への委嘱状交付)

(各委員による自己紹介)

(事務局紹介)

(会議成立の確認)

3. 委員長・副委員長の選出

◆事務局

当委員会の設置要綱では、第5条に、「委員会に委員長及び副委員長を置く。」という規定を設けてございます。さらに、第2項におきましては、「委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める」と規定しておりますので、委員の皆様同士で決めていただくこととなりますが、どなたかご推薦いただけませんかでしょうか。

●委員数名

事務局の方で案はありませんか。

◆事務局

ただいま「事務局案はないか」とのご提案がございました。事務局の案といたしまして、本委員会の前身でもあります「地域福祉計画策定委員会」で委員長を務めていただき、大学でも地域福祉をご専門に研究をなさっている、長崎国際大学の高橋委員に委員長を、また、同じく前身の委員会の委員であり、作業部会のメンバーとしても計画策定の最終段階まで関わっていただきました、ユニバーサルデザイン研究会の下釜委員に副委員長をお願いするという案はいかがでございましょうか。

(拍手にて賛同)

ご異議が無いようでございますので、委員長は高橋委員、副委員長は下釜委員にそれぞれお願いしたいと思います。おふた方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速ですが、正・副委員長にご就任いただいたお二人にごあいさつをお願いしたいと思います。

(委員長・副委員長あいさつ)

ありがとうございました。

それではここからの進行は、高橋委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

4. 議事

(1)佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について

●高橋委員長

それではここから、私のほうで、会次第に従って進めさせていただきます。会次第4「議事」の一番上が、「佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について」となっています。この地域福祉計画そして地域福祉活動計画が、この委員会で推進していく計画そのものであるわけです。お手元に市の計画の冊子、それから、地区ごとに作られました活動計画の分厚いファイルがあります。これらは既に平成20年度の末、去年の3月末をもって策定が完了している計画でございます。この計画をそれぞれどう動かしていくのか。先ほどの岩田委員のお話では、相浦地区では地域の実行委員会があつて動かしているそうですが、そういう地域はたぶんたくさんあるだろうと思います。それを全市的にやっっていこうというのがこの委員会ですけど、先ほど少し触れましたように、去年3月にこの計画を策定した時の委員でここにいるのは、下釜さんと私だけになっておりますので、それぞれ一度目は通して来ていただいたというのは大前提でございますけど、これらの計画がどういう目的で、どういう経過で作られ、その中身はどうなっているのかということについて、この委員会の委員の共通認識を持っていなければ、それ以降の議論がチグハグになると思います。そこで最初に、これらの計画の概要について、事務局から、資料1ということで配られているようですが、これに基づいて説明をしていただくというところから始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局説明)

※資料1に基づき説明。

●高橋委員長

ありがとうございました。

計画を作るだけでも3年かかったわけですけど、そのプロセス、それから、そこで掲げた施策の体系ぐらいのところまで説明がありました。

最後に出てきた「計画の推進」、これがまさにこの委員会の仕事ということになるわけで、具体的にこの委員会が計画の推進というこの計画書の最後のセクションのところに関わって、どういう役割をするのかというのは、次の議題として事務局から説明をしてもらい、その後で全体で意思統一したいと思うのですが、それに先立って、今説明がありました、計画策定のプロセスそれから「地域福祉を基本的にどう考えて、そしてどういふことを計画体系として計画書の中に入れたのか」ということにつきまして、ご質問とかご意見(と言っても今さら計画そのものを変えるというわけにはいかないのですが)、ありましたら出して頂きたいと思います。いかがでしょうか。

●永江委員

早岐地区の福祉推進委員をしておりますが、ここで質問していいのかわからないですけど、佐世保市の地域福祉計画の雰囲気、それと地域の福祉活動計画では、地域の計画の方が少し広義の解釈になっています。

地域の活動計画を作る時の「お茶の間トーク」には、様々な困りごとが出てきて、「どこまでが福祉なのか」というところから始まっています。地域の活動計画の中身と市の地域福祉計画とは、ちょっと違うと言っはいけないのかもしれないですけど、どうしても市の場合、福祉というのは絞られているのではないかなという気がします。

地域では、それこそ犬猫の糞の問題から環境のこととか、それこそ振り込め詐欺の問題からいろんな問題が出てくるので、そのことをこの委員会の中でどう考えていいのかなということは今考えていたところです。

●高橋委員長

おっしゃる通りだと思います。私も「お茶の間トーク」に出ていて、正直「困ったな」と思ったのが、いろんな地区でイノシシの問題が出てきたことです。「せっかく作った畑が全部イノシシに掘り返されてしまう、何とかならんか。」と言われるのです。

しかし、今のご意見に関わって言うと、実は地域で「お茶の間トーク」で話した時に、イノシシの話も含めて色々な問題が出てきて当然だと思います。というのは、地域福祉って何かというと、それは地域の住民の方の生活そのものだと思うのです。市役所に保健福祉部という部があって、その中に福祉関連の課がありますが、そこで扱う問題だけが地域の福祉の問題かということ、そうではないと思います。まさに生活そのもの、全部ですよ。そういう意味で、地域の活動計画の中にはそういうことも入っている、それはそれで私は良いと思いますし、だからこ地域福祉計画と活動計画は違うと思っています。

もう一つ、私たちも考えなければいけないのが、実は地域福祉計画というのは「行政計画」なんです。行政計画としては、さっきのスライドの③のところを見て頂くとわかると思いますが、行政計画としての地域福祉計画は、定めなければいけないことが法律で決まっています。この3つのことを定めなければいけない。もちろんこれにプラスアルファがあってもいいのですが、少なくとも「佐世保市地域福祉計画は社会福祉法が言っている地域福祉計画です」というためには、「社会福祉法第107条に載っている項目が全部入っています」ということが、法律で定めた地域福祉計画としての構成要件です。

そうすると、今、永江さんがおっしゃったように、当然行政計画としての地域福祉計画と、それから住民の民間計画、ましてや福推協単位で考えた活動計画は、守備範囲が違う印象を受けるのは当然だと思います。

そして、ここで考えなければいけないのは、「その両方が入るのか」ということです。つまり、計画書の中の《基本目標3》として、『みんなで地域福祉活動に取り組もう』、その基本政策は「地区ごとの地域福祉活動計画を実践しよう」ということで、本当だったら地区の計画が全部合本されて入るべきだったのですが、そうはいかないので、ダイジェスト版が入っている訳です。

だから、行政計画と住民活動計画それから地区活動計画は違うということを押さえながらも、この委員会としてはいずれも大事と捉えてその両方を推進していく。そのために「現状はどうなっているのか・何が課題でどういふことをクリアしていかなければいけないのか」ということを議論していく、というふうには私は思います。どうでしょうか。

●永江委員

私もそう思って参加させて頂きました。社会福祉法の107条を見て少し聞いてみようかと思ったところでした。

●高橋委員長

確認が出来たのは良かったのではないのでしょうか。

この委員会の性格として、場合によっては「市役所はどう考えているのか」とか、「社協はどう取り組むのか」ということを聞かなければいけない事もあるでしょうが、基本的には今のように、委員同士で、15人の中で議論するというのがメインになればと思います。何も行政を迫するために15人集まっているわけではありませんので、場合によっては事務局を含めて、皆で「どうやったらもっと上手くいくか」、「こういうふうにしたらいいのではないか」という議論が成り立てばいいなと思っています。

そういう趣旨で、どうぞご発言下さい。

●西委員

基本的なことですが、「各地区」というのは31地区ということで、佐世保市内は全てそのいずれかに入っていて、その地区ごとに計画が出来ているのでしょうか。

また、地区ごとの活動計画は、その地区内の人全員が見ておられるということなののでしょうか。

◆事務局

市内全ての地区において計画を作っておりまして、宮地区で作った計画は宮地区内の全世帯に、早岐地区の分は、早岐地区の全世帯に配付しております。

●西委員

ということは、各地区の方は自分たちの地区の地域福祉活動計画はもらって見られているので、市全体の地域福祉計画ができたという意識は市民の皆さんは持つておられるということになるのでしょうか。

●高橋委員長

実は、今週月曜日に、佐世保市社協の方や西海社協の方と一緒に、宮崎県の都城市社協と熊本県の水俣市社協に行ってきました。都城市社協というのは素敵な地域活動をいっぱいやっておられるのですが、「佐世保

ではこうやって地区ごとに住民活動計画の冊子を作りました」と何冊か見本を持って行ったところ、向こうの社協はびっくりしていました。「そこまでやるか」という感じで。

実際これだけの人口で、31区とものすごく広い範囲で、細かく住民懇談会をやって、策定委員会を組織し、それぞれを冊子にして、さらにそのダイジェストをまとめているというやり方は、やっぱりかなり丁寧だったと思います。

もちろん「27万の市民一人ひとりが地域福祉活動計画についてちゃんと意識しているか」という疑問はあるでしょうけど、少なくとも、作った市や社会福祉協議会としては、丁寧に各世帯に配って、策定に関わった一部の人が持っている“一部の人の計画”にはしていないことは、私はかなり高く評価していいのではないかと思います。配られた次の日に、資源ごみに出されていないことを願っていますが。

●西委員

これが地区ごとに活かされるか、基本目標3の中でチェックしていくでしょうけど、通常は計画と言ったら、大きな部分だけしか見なくて、「根っこにある自分たちの地域とはかけ離れている」という市民の方もおられますが、根っこの部分の計画を地域ごとの実践し、しかもこの委員会の中で議論するというのはすごいと思っています。

●岩田委員

行政の方にお伺いしたい点もありますが、先ほどのスライドの「他の福祉分野の計画との関係」というところ関係しますが、地区の活動計画を作成するにあたって、地域にどのくらいの高齢者の方や、どういう障がいをお持ちの方がおられるかという実態の把握は民生委員ですら難しく、こういうデータが地域福祉活動計画の中には盛り込まれていません。高齢者・障がい者といった福祉の一番末端で支援を受けなければならない方々の情報は非常に少なく、個人情報保護法にも引っかかりまして、なかなか出してもらえないのが現状です。

これに関わる情報はある程度出していただければ、災害時における要援護者の対応とかにも役立てられるのではないのでしょうか。

現在、相浦地区では災害時要援護者に対する支援活動を去年からやっておりますが、やはり障がい者や高

齢者が各町内にどれくらいおられるか、なかなか把握できない。地図上に落とすとか、マップを作るにしても障がいがあるということが実際に起こってくる訳です。

だから、個人情報保護法がもう少し何とかならないのか。これで全て括られてしまって情報が来ないのが現状です。やはりその辺も少しは開示していただくということをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

●高橋委員長

その辺のことはいつも問題になることですが、そこは市の方で、支援を必要とする人たちの個人情報の開示の問題をどうふうに考えておられるか、あるいはどういう現状か、ちょっとご説明頂けますか。

◆事務局

個人情報の問題に関しましては、市民が自分の情報を守りたいという意向が非常に高まっていく中で、法律が作られ、また佐世保市においても条例を作りましたが、一方では、若干行き過ぎというか、活動に支障が出るようなことも出てきているのは事実であります。行政としましても、行き過ぎた個人情報保護というのはもちろん望ましくないと考えておまして、この地域福祉の推進というのがキーになるのではないかと考えております。

地域が変わり、行政も社協も一緒に変わっていく中で、支援を必要とされる方が自分の情報がむやみに使われるというのはもちろん好まないでしょうが、自分が暮らしていくうえで支えて下さる人、あるいは別の局面では自分が支える側になるかもしれませんが、それらの人達が情報を共有しながらお互いに助け合っていくということが、1つの我々の求めるところではないかと思えます。

ですが、現状では今支援を必要とされる方にそういう意識はあまり育っていないくて、民生委員さんにであっても、そういう情報を開示することには抵抗をまだお持ちです。それが無くなるのが望ましいと思っていて、将来的には皆で情報を共有しながら、いざという時には支え合う社会を目指していきたいと考えているところです。

その第一弾として、民生委員さんに高齢者の情報をやっと出すようにいたしました。民生委員さんには守秘義務が法律できちんと課せられておりますので、高齢者の情報を自らの活動に活用して頂きたいということを出す

ようになったものです。他にも障がい者の方の情報、子どもの情報などいろいろございます。現時点においては、まだ全部を開示するところまでは至っておりませんので、是非皆で、佐世保においては社会が変わってきたというところを目指して行きたいと思っております。

この委員会では、個人情報ということより、どの地区には支援を必要とされる方が何人いらっしゃるのか、おそらくそういうことが必要なのではないかと思いますので、出来るだけ関係課とも連携しながら出していきたいと考えております。以上でございます。

●高橋委員長

今の岩田委員さんのご指摘に少し関連しますが、「お茶の間トーク」には障がい当事者の方はほとんど参加されませんでした。このことは、実は、計画策定委員会の議論の中で、ピアさせばの栗原さんから「障がい者が参加していない」、あるいは「参加できない会場だ」と非常に厳しく指摘を受けました。会場になった各地区公民館は結構古いものもありまして、バリアが多くて障がいのある方がなかなか参加できないということもありました。

それから特に感じたのは、地域には知的障がいや精神障がいの方がいらっしゃるはずなのに、「お茶の間トーク」ではそういう話題は一切出て来なかったのが、当事者のご家族の方は居られたのかもしれませんが、なかなかそういう事が話せる雰囲気では無かったのかな、とも思いました。そのことが、各地区の活動計画にやはり反映されていて、その辺の問題はほとんど出てこない。それは、プライバシー保護の問題だけではなくて、未だに地域の中では、知的障がい、精神障がいの方についてはなかなかオープンには議論出来ないという現状があるのかなということを感じざるを得ませんでした。

それもあって、実は、このスライドの⑬のところには地域福祉座談会「ふれあいトーク」というのがありますが、先ほど報告もありましたが、これは各地区の「お茶の間トーク」が終わった後に、急遽設定したものです。各地区では、本当に支援を必要としている当事者の声あまり出てこなかったのが、そういうことに直接関わっておられる専門職とかボランティア・NPOの人に集まってもらって、その方々が地域で日常的に活動している中でどういう問題があるのか、現状はどうなのかを出してもらおうと企画

したのです。そうすると、「お茶の間トーク」では出て来なかったような深刻な問題が、続々と出されました。

残念ながら、各地区の計画には直接反映出来ませんでしたが、市全体として作った地域福祉計画そして活動計画の中には、ここで出た意見をかなり意識しながら計画化することが出来たのではないかと考えています。

ですから、岩田委員がおっしゃったような各地区の計画で触れるのが難しかったことも、全体の計画には盛り込まれていますし、永江委員がおっしゃった、2つの計画のニュアンスの違いみたいなことにも多少影響しているのではないかと考えています。

そうした意味では、事務局では相当頑張って「お茶の間トーク」をやったわけですが、本当に地域の問題が洗いざらい引き出せたかと言うと、必ずしもそうではなかったという現実はある。私たちは、そういう限界があるということをも十分認識した上で地域福祉をどう進めていくのかを考えていかなければならないと私は思っています。

●山北委員

私は、地域福祉座談会「ふれあいトーク」に参加させてもらいました。私は、本当に、ここに今居て良かったと思っています。

確かに、地域の集まりには参加出来ず、行きづらさを感じている人たちがたくさんいるのです。そういうところで、どうしても声が届かないのかなど。でも、声も出さない代わりに姿も出さず、ずっと長く引きこもっている人たちも沢山いますので、計画の概要説明のスライドの②「なぜ今、地域福祉なのか」というところでも、「引きこもり」という言葉が入っていて良かったなと思っております。

私たちが今やっている活動の一つで、「フリースペースふきのとう」には、障がいを持った人や精神障がいの人も見えています。障がいという形にならないストレスで、「薬はちょっと飲んでるけど別に病院には行っていない。だけど人と関わるのは怖い。」というような方もたくさんいらっしゃいます。当事者方や、そのご家族の方も引きこもっていることもありますので、そういう方々が地域の中で堂々と生きていけるように、相当厳しいのですが、やはり地域で頑張らなければならないことなので、今回、皆の代弁をして、いろんな意見を言っていけるのかなと思って、本当に良かったなと思っております。

●高橋委員長

ありがとうございます。だいぶ時間も押してきましたので、特に発言が無ければ次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(2)佐世保市地域福祉計画推進委員会の役割等について

●高橋委員長

それでは、2番目の議事にいきまして、話は段々具体的にになってきています。「佐世保市地域福祉計画推進委員会の役割について」ということで、配布されています資料の2と関連いたします。

事務局の方から説明をお願いいたします。

(事務局説明)

※資料2および当日資料に基づき説明。

●高橋委員長

簡単に整理します。まず、この委員会の役割は《資料②》の2に出てくる①から④までということになります。そのうち、当面この委員会でやらなければいけない大事なことは、①の計画の進捗状況の確認と評価、それから②の取り組みへの助言と提案、この2つです。

本来であれば、「計画がどう進んでいるのか、何がうまく進んでいないのか」ということを評価するだけで良かったのですが、今の説明にもありましたように、(私もすごく反省しているのですが、)実は計画を策定した段階で、計画の中の具体的な施策が非常に抽象的でした。

計画の冊子を見てもらうと分かりますが、「頑張ってます」くらいのことしか載っていないのです。例えば60ページを見ていただきたいのですが、21年度から25年度までの5年計画の目標が出ていますが、「検討⇒検討⇒作成⇒検証⇒見直し」と、これしか書いていません。次の61ページでは、「ふれあいネットワークの周知と機能の強化を図ります」という項目がありますが、21年度から25年度まで、ずっと「実施」となっていて、「具体的にどうするか」ということまでは詰めきれていないのです。

だから、実は、「じゃあ具体的にどうやって前進させますか」ということで、②の「その他計画の推進のために必

要な取り組みの助言・提案」ということをここでお願いせざるを得なかったわけです。残念ながら、評価する前に、具体的にどうするか、言ってみれば実施計画やアクションプランみたいなものを作って、もう少し詰めないと評価できないというのが現状なのです。ということで、本来なら評価のための委員会で良かったのですが、どうもそれでは済まなくて、評価の手前で、「これはこういうふうに展開すべき」ということについて、事務局と一緒に考えていくことも仕事になるというわけです。

そして、そうすると、資料2の後半の「体系図」の中の取り組み全部について一つずつ議論することになるのですが、全部を毎回15人で議論するというのは、とてもできません。ですから、部会に分けて分担して議論して、半年に1回なり年に2、3回なり、全体会で共有する、自分が属していない部会のことについては、全体会で意見を言う、という運営にするということです。

他にも例えば、この15人の中から5人くらいを小委員会として選んで、その人たちが全ての項目について議論するというやり方もありますけど、数がいっぱいあるので、やはり追いつきませんし、小委員会の5人以外の方々は開店休業になってしまいますので、私はやはり分担して皆でやるのが良いのではないかと思います。

そうすると、今日配られた資料にありますように、少なくとも2か月、場合によっては1か月に1回、部会か全体会があるということになって、結構大変ですが、ここは佐世保の地域福祉を進める意気込みで皆さんにご協力頂きながら進め方でいきたいという提案ですが、何かご質問ありますか。よろしければ次にいきます。

(3) 部会の編成について

● 高橋委員長

次は、部会をこの場で編成しなければなりません。

何故この場で編成かと言うと、簡単には、「評価のためのフォーマット」それから「議論のベースになる報告書などの書類の形式」を決めなければならないからです。

佐世保市では、行政評価という内部評価をやっています。そのままは使えませんが、そのフォーマットをベースにしながらも、①一定の評価のための形式、それから、「これはもっとこうしたら良い」という議論のベースになる、②各事業についての報告書(書類)はどういうふうにつく

たら良いかということについて、結構時間をかけて議論しなければ決まらないと思います。まずそれを決めないとスタートしませんが、それを、事務局に丸投げではなく、この委員会の各部会の代表の方で議論し、その結果をもう1回皆さんにフィードバックするという形で決めさせて頂きたいと思います。したがって、今日、部会の編成と部会長を決めないと、次の一歩が踏み出せないということをご理解頂きたいと思います。

それで、3つの部会ですが、まずは、基本目標の2の基本施策の1まで、これが最初のA部会ですね。その次が基本目標2の基本施策の4、ここまでが次のB部会ですね。そこから先が3つ目のC部会ということになります。

15人ですから、平均すると1部会5人です。下釜さんと私もどこかの部会に入ります。平均5人ですが、そうは言っても「私はどうしてもこの部会が良い」という方もいらっしゃるって完全に分けられないこともあるでしょうから、4人から6人の幅で作るとことにしましょう。これからご希望を聞きますが、3人の部会と7人の部会があったら、「誰か移って下さい」と半ば強制します。私は、最後の調整要員として、最後に少ない所に入ることにします。

それから1つお願いしたいのは、岩田委員さんと阿野委員さんと永江委員さんですが、3人はそれぞれの地区の福祉推進協議会の代表ということで入って頂いていますが、3番目のC部会が、それぞれの地区の活動計画の推進がメインだからと言って3人ともそれに入るとは避けて頂きたいと思います。ですから、3人が各部会に1人ずつ入るのが一番良いとは思いますが、少なくとも部会Cには、1人もしくは2人が入って頂きたいと思いますので、最初に3人で相談して下さい。全員の皆さんにご希望が出揃ったところで調整します。

(部会の編成)

※決定した部会の構成は以下のとおり

《A部会》(5名)

岩田委員、櫻井委員、山北委員、森委員、山下委員

《B部会》(6名)

阿野委員、松尾委員、西委員、車委員、小柳津委員、
下釜副委員長

《C部会》(4名)

永江委員、嬉野委員、迎委員、高橋委員長

●高橋委員長

それではこれから、部会長を決めて頂きますが、下釜さんと私は候補から外れます。年度内に2、3回の部会長会議を開くこととなりますが、これは、3人の部会長と、下釜さんと私の5人という構成にさせていただきます。

今年度内は、これからの評価と推進のベースになるフォーマットを決めるための議論をします。その結果を、年度内の全体会で皆さんに返していくこととなります。それ以降の部会長会議は、必要に応じて開いていくということにしたいと思います。

(各部会長の選出)

※決定した部会長については、以下のとおり

「A部会」森委員
「B部会」西委員
「C部会」永江委員

●高橋委員長

まだ日程は決められないですが、11月中には部会長会議をやることとなります。その叩き台、原案になるものが要りますので、少し時間を置いて、私も相談に乗りながら事務局で考えていただきたいと思います。

(4)その他

●高橋委員長

(メーリングリスト作成の提案)

◆事務局

(補足説明)

- ・計画策定後合併した江迎・鹿町の2地区は福推協が未組織で計画も未策定。
- ・福推協は、今年度から名称が変更・統一したもので、計画上は福祉対策推進協議会(福対協)または地域福祉推進会となっている。

(事務連絡)

- ・今後の部会長会議、全体会については日程調整のうえ連絡予定。

●高橋委員長

それでは本日の委員会はこれで終わらせていただきたいと思います。どうもお疲れさまでした。

■閉会